

府中市子ども家庭支援センター運営会議要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、府中市子ども家庭支援センター（以下「支援センター」という）の運営について、市民等から意見を聴取するため、府中市子ども家庭支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(聴取事項)

第2 市長は、支援センターの基本的な活動内容等に関する事項について、次条各号に掲げる者から意見の聴取を行うものとする。

(出席者)

第3 市長は、次に掲げる者15人以内に対し、運営会議への出席を求めるものとする。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 関係機関の構成員 7人以内
- (3) 学識経験を有する者 1人
- (4) 市の職員 5人以内

(意見の聴取の方法)

第4 運営会議において意見の聴取を行う日は、市長が指定するものとする。

2 運営会議における意見の聴取は、子ども家庭部子育て支援課の職員が進行する。

(庶務)

第5 運営会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行し、この要綱による改正後の府中市子ども家庭支援センター運営会議要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。